

(株式会社九州ケアサービス介護職員初任者研修 学則)

株式会社九州ケアサービス介護職員初任者研修

学則

株式会社九州ケアサービス介護職員初任者研修（通信）学則

(研修の目的)

第1条 介護保険制度の円滑な運営に寄与するとともに、高齢者の介護を社会全体で支えるために不可欠な訪問介護員、若しくは在宅、施設を問わず介護の業務に従事しようとする者の養成を目的として研修事業を実施する。

(研修の名称)

第2条 研修事業の名称は次のとおりとする。
株式会社九州ケアサービス介護職員初任者研修（通信）

(法人の名称・住所)

第3条 本研修は、次の事業者が実施する。
名称 株式会社九州ケアサービス
住所 宮崎市田野町乙10125番地9
事業所の住所 宮崎市大字瓜生野 115 番地

(指定番号)

第4条 本研修は、宮崎県の指定を受けて行うものである。
指定番号は 45033 号とする

(事業所の概要)

第5条 名称 株式会社九州ケアサービス介護職員初任者研修事業部
事業所の住所 宮崎市大字瓜生野 115 番地九ケアフォーラム 102 号

(研修カリキュラム)

第6条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別表1「研修カリキュラム対応表」のとおりにする。

(講義・演習室)

第7条 研修を行うために使用する講義および演習室は、別表1「研修カリキュラム対応表」のとおりにする。

(実習施設)

第8条 実習施設は以下のとおりとする
【宮崎教室】 ○デイサービスセンター田野ひまわり荘 ○グループホーム 101
○グループホーム田野あやか園 ○介護付有料老人ホームソフトタウン高洲

【高鍋教室】○デイサービスセンター向陵台

【日南教室】○ロイヤルガーデン日南 ○みどりの丘

(講義を通信の方法によって行う地域)

第 9 条 本講義を通信により行う地域は宮崎県内とする。

(講師プロフィール)

第 10 条 研修を担当する講師は別表 2 「講師プロフィール」のとおりとする。

(使用テキスト)

第 11 条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

ミネルヴァ書房「介護職員初任者研修」(福祉資格テキスト)

(研修修了の認定方法)

第 12 条 以下の項目の項目に該当する者を修了者と認める

○第 6 条に定めるカリキュラムにおいてすべて履修かつ通信添削で一定以上(60点以上)の成績を修めた者。

○修了評価試験において100点満点中60点以上取得した者。

修了試験で60点に満たない受講生については再試験を行う。再試験は最高2回までとするが、合格できない受講生については理解不十分と思われる科目を補講し、再度試験を受けることとする。

○受講料等が完納されている者

(修了証明書等の交付)

第 13 条 前条により修了を認定された者は、当社において修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。なお、修了証明書の亡失・き損により修了者から修了証明の求めがあったときは、証明書を交付するものとする。

(修了者管理の方法)

第 14 条 修了者は修了者名簿に記載し、宮崎県で指定された様式に基づき知事に報告する。

(添削指導及び面接指導の方法)

第 15 条 ①自宅学習(講義:添削指導)

自宅にてテキストを使って添削課題を解く。各担当講師は、理解不十分な点と思われる部分について個別に、添削指導を行う。添削課題の合格ラインは、60点とする。不合格の場合、もう一度課題を解く。理解十分と担当講師が判断すれば

次の課題に進むものとする。

②面接指導

担当講師テキストにそって指導を行う。

研修の合間にスクーリングを行う。研修室（実技スクーリング実施場所）に集まってもらい添削をされていて間違いの多かった問題、また詳しく知ってもらいたい個所をピックアップして再度学習していく。また自宅学習にて疑問に思ったこと、分からないことなどの質疑応答時間を持つ。

(研修欠席者等に対する補講の方法)

- 第 16 条 やむを得ない事情で研修を欠席した場合は、後日、補講にて受講する。
講師の判断にて習得不十分とみなされた場合については、同様に補講にて再度履修していただく。

(受講要件)

- 第 17 条 介護業務に従事することを希望するもの及び介護の知識・技術を学び家庭や域活動に活用することを希望する者であり、16 歳以上の心身ともに健康である者とする。

(応募方法)

- 第 18 条 インターネット、広告募集などによる。

(受講手続)

- 第 19 条 受講手続は次のとおりとする。
- (1)当社指定の申込用紙に必要事項を記入し、署名の上申し込む。但し、定員に達した場合は受付終了とする。
 - (2)当社は申込内容を確認後、受講料等支払いのための書類を受講者宛に送付する。
 - (3)受講者は書類到着後、指定の期日までに受講料等を納入する。

(受講料、補講に係る費用など受講者が負担する一切の費用及びその支払い方法)

- 第 20 条 (1)受講料
一括払 79,800 円 (税込)、分割払 28,000 円(税込)の 3 回払い。(相談可)
ただし、受講料は研修ごとに別途割引設定する事もある。
- (2)補講料
補講料は半日で 2,500 円、1 日で 5,000 円とする。

(解約条件及び返金の有無)

第 21 条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 遅刻を繰り返すもの
- (2) 学習態度が著しく悪くカリキュラムの進行を妨げる者
- (3) 他の受講者の学習を著しく妨げる者
- (4) 自力で演習内容を行うことができない者

なお、研修開始後の受講料は原則として返還しない。但し、開講 1 週間前までにキャンセルの申し出があった場合に限り返金に応じる。

(受講中の事故への対応)

第 22 条 受講中の事故については、それが起きたときに速やかな応急措置と関係各位への連絡を行って対応する。また、事故の内容により加入している賠償保険で対応することもある。なお、万一事故が発生した場合に速やかな対応を可能とするために、申込用紙には、連絡先を必ず書いていただく。

(個人情報の取り扱い)

- 第 23 条
- (1) 当社は、研修の実施に当たっては、安全の確保、事故の防止等について必要な措置を講じる。
 - (2) 当社は、知り得た受講者等に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。また、受講者から本人に係る個人情報の内容の開示請求があったときは、その機会を提供するよう努める。
 - (3) 当社は、受講者が実習等において知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう、必要な措置を講じる。
なお、個人情報の使用目的は以下のとおりとする。
 - ① 当社からの教育講座の案内
 - ② 当社からの就業に関する案内
 - ③ 顧客との連絡・満足度等の調査

(情報の開示を行うホームページURL)

第 24 条 <http://www.kyu-care.co.jp>

(株式会社九州ケアサービス介護職員初任者研修 学則)

(研修責任者の役職・氏名及び連絡先)

第 25 条 代表取締役 河野 助典
連絡先 0985-73-8810

(研修担当者の役職・氏名及び連絡先)

第 26 条 初任者研修事業部 日高 仁美
連絡先 080-9244-2271

(法人及び事業所の苦情対応者の役職・氏名及び連絡先)

第 27 条 苦情対応責任者を置いて対応することとする。
居宅介護支援事業所神宮居宅 (事業所番号 4570105504)
所長 笠岡 美智代 (介護支援専門員番号 45100057)
連絡先 0985-75-0437

(その他)

第 28 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる場合は、当社がこれを定める。

附則 この学則は平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

この学則は平成 26 年 12 月 7 日より施行する。

この学則は平成 26 年 12 月 13 日より施行する。

この学則は平成 27 年 4 月 17 日より施行する。